

平成 30 年 4 月 30 日

株式会社北海サービス

返戻金制度について

職業安定法の定めにより情報提供が必要な事項のうち、返戻金制度（就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）について、下記の通りとしました。

記

当社の紹介により就職した者が入社後 90 日以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、当社は求人者からの請求に基づき、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- ① 入社後 30 日以内は、紹介手数料の 80%
- ② 入社後 30 日を超え 90 日以内は、紹介手数料の 50%

ただし、当社が求人者と別途職業紹介にかかる契約を締結する場合、6 か月未満の有期雇用にかかる紹介の場合は適用しません。

以上